

高校生消費生活探究応援プログラム実施要領

1 目的

成年年齢引下げに対応した消費者教育を推進するため、高校生が主体的に取り組む活動を支援することにより、自らの消費生活に関する行動や持続可能な社会の形成への参画などの重要性について理解や関心を深めるとともに、その成果を県民への啓発活動に活かす。

2 内容

高校生が消費生活に関するテーマについて行う主体的な活動（総合的な探究の時間、部活動や委員会活動など）について、岩手県立県民生活センター（以下「センター」という。）が県立学校、市立学校又は私立学校（以下「学校」という。）と連携して支援する。センターの支援内容は、次のとおりとする。

なお、テーマによっては、センター以外の機関・団体に協力をお願いする場合がある。

- (1) テーマに関する講義や説明（オンライン対応可、テーマ決定のための事前講義など）
- (2) 資料提供や教材の貸し出し
- (3) センター利用時（展示室図書の閲覧等）の支援
- (4) 活動への助言 など

消費生活に関するテーマの例

- ・ 契約で注意すること
- ・ ネットで消費トラブルにあわないために注意すること
- ・ 消費者に必要な行動（エシカル消費、食品ロス削減） など
- ・ 若者に多い消費者トラブルとその対応

3 支援の流れ

- (1) 学校は、センターによる支援を希望する場合は、別紙の申込書により申し込む。
- (2) センターは、具体的な支援内容やスケジュール等を担当教員と調整する。
- (3) センターによる支援は、学校（担当教員）を通じて行う。
- (4) 高校生が活動する中での課題等については、センターと学校が協議して対応する。

4 経費の負担

センター職員の派遣が必要な場合の旅費、センターが提供する資料や貸し出す教材の送付に係る経費は、センターが負担する。その他経費の負担が必要な場合は、センターと学校が協議する。

5 県民への啓発

高校生の活動の様子や成果品（スライドや発表内容）について、学校と調整のうえ、他の学校への普及、県民への啓発活動に活用する。

6 実施主体

岩手県立県民生活センター・岩手県教育委員会

7 問い合わせ先・申し込み先

岩手県立県民生活センター

〒020-0021盛岡市中央通3-10-2 電話：019-624-2586 FAX：019-624-2790